

# 天栄村復興推進計画

平成25年7月24日  
福島県天栄村

## 1. 計画の区域 天栄村全域

## 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、本村では震度6強を記録し、住宅の被災をはじめ道路や公共施設の損傷など、甚大な被害が発生した。

また、福島第一原子力発電所の事故の影響による風評被害により既存産業への影響は大きく、商工業を中心に被害額が8億4千円にも上り、雇用の減少も含めて当村の地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような状況の中、本村では、東北自動車道から8分、福島空港から約25分という地理的優位性を活かして、1日も早い産業の復興を目指すとともに、福島県全体の復興に貢献するために、本村の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援し、雇用の確保と増大を促進することで地域産業の活性化を図る。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

安定した雇用の確保と増大を図り、地域産業の復興と活性化を推進するため、本村の製造業における全製造品出荷額の15.8%を占める中核的な業務用機械器具製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

### 「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

本村に立地する和田精密歯研株式会社（以下「対象事業者」という。）が、ハイテク大山工業団地において業務用機械器具設備の増強等を行うために必要な資金を貸し付ける事業

#### ② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

業務用機械器具製造業は、本村の製造業における全製造品出荷額の15.8%を占めており、ゴム製品製造業と並ぶ本村の中核的な産業である。本事業は業務

用機械器具製造業の製造品出荷額の61.7%、従業者数の73.5%を占める中核的な事業者が実施するものである。また、投資の規模としても、本村の業務用機械器具製造業の平均設備投資額を大幅に上回っていることから、本村の製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、製造業の核となる業務用機械器具製造業の増強等を行うことは、目標に掲げた「本村の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援し、雇用の確保と増大を促進することで地域産業の活性化を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業  
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関  
株式会社日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

業務用機械器具の増強等を行う対象事業者は、本村義歯製造業随一の企業であり、また従業員数でも、本村の製造業において3番目に位置し、本村にとって重要な地域産業の牽引的役割を果たしている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、安定した雇用の確保と増大及び関連する地域産業の活性化に結びつくものであり、これらの効果は、本村における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見聴取を行った。

また、福島県、天栄村、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする天栄村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。